

公益社団法人沖縄県家畜改良協会役員報酬規程

（名称）

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第89条、第105条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号及び定款第31条の規定に基づき、公益社団法人沖縄県家畜改良協会の役員報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬の種類及び通勤手当）

第2条 役員報酬は、常勤役員にあっては本給及び特別手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

（報酬の支払方法）

第3条 役員報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（報酬の支給日）

第4条 常勤役員報酬（特別手当を除く。）は、その月の月額金額を公益社団法人沖縄県家畜改良協会職員給与規程（以下、「職員給与規程」という。）第3条の規定に準じて支給する。

2 非常勤役員報酬は、第8条及び第5条第2項の規定による。

（報酬の決定基準）

第5条 常勤理事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表に基づきその職務、資格などを勘案して、理事会で決定するものとする。

2 非常勤役員報酬は、社員総会の決定によって定められた総額の範囲内において、別表に基づき総会及び理事会等への会議出席に応じて支給するものとする。

（通勤手当）

第6条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第21条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。

2 通勤手当の月額額は、職員給与規程第21条第2項に規定する額とする。

3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の運用を受ける者の例に準ずるものとする。

（特別手当）

第7条 特別手当は、職員給与規程に定める職員の特別手当の支給基準に準じて支給する。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員の役員手当については、第5条第2項に規定する報酬のほか、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、年額として次の区分に基づき、理事会で決定するものとする。

- | | |
|------------|-----------|
| (1) 会長 | 160,000 円 |
| (2) 副会長 | 120,000 円 |
| (3) 理事及び監事 | 30,000 円 |

(日割り計算等)

第9条 新たに役員になった常勤役員は、その日から報酬を支給する。

2 役員が退職し、又は解任された場合には、常勤役員の場合はその日までの、非常勤役員の場合はその月までの報酬を支給する。

3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により常勤役員に報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外は、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第10条 この規定により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

平成18年3月28日制定の役員給与及び退職慰労金規程は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表

常勤役員の報酬月額 (第5条第1項関係)	
号	報酬月額 (円)
1号	80,000
2号	110,000
3号	140,000
4号	170,000
5号	200,000
6号	230,000
7号	260,000
8号	290,000

非常勤役員の報酬 (第5条第2項関係)		
総会、監査、理事会	日額	8,500円
常任理事会等	日額	5,000円